

後部ナンバープレート取付位置の基準

適用除外要望車両一覧表

番号	適用除外要望車両	資料NO.
1	床下格納式ゲート装着車両	①
2	後部格納式ゲート装着車両(チルト式)	②
3	後部格納式ゲート装着車両(垂直式)	③
4	後部格納式ゲート装着車両(アーム式)	④
5	1台積荷台スライド式運搬車(車載専用仕様)	⑤
6	1台積荷台スライド式運搬車(一般貨物仕様)	⑥
7	重機運搬トレーラ	⑦
8	重機運搬車	
9	車両運搬トレーラ	⑧
10	車両運搬車	⑨
11	車両運搬センターアクスルフルトレーラ	⑩
12	車両運搬車キャブオーバートラクタ	⑪
13	ローディングランプ付車両(自動歩み)	⑫
14	ダンプ車	⑬
15	積荷搬送装置付運搬車	⑭
16	脱着装置付コンテナ運搬車	⑮
17	穴掘建柱車	⑯
18	センターアクスルフルトラクタ	⑰

まとめ案
テールゲートリフタ付車両
荷台スライド式車両
重機運搬車両
車両運搬車両
荷台ダンプ式車両
積荷搬送装置付車両
荷台脱着式車両
穴掘建柱車
センターアクスルフルトラクタ



車両名称

床下格納式ゲート装着車両

①

車両外観

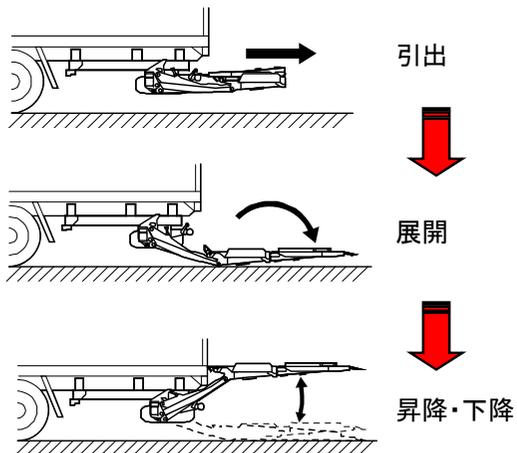


後面外観



主な構造

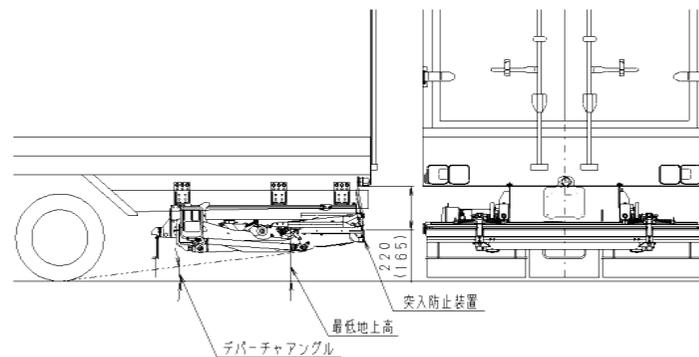
荷役省力装置で、装置本体をシャシフレーム下部に取付けし、使用時はメカ本体を車輛後方へスライドさせ使用する装置である。テールゲートとバンパが一体の構造である。



理由

告示案の2項の取付角度、4項の取付位置に合致しない。

バンパとテールゲートが一体の構造であり、バンパが後部へスライドする機構のため、バンパ後部へ番号標の取付けは構造上不可能である。  
テールパネルとバンパの隙間が基準寸法(220mm又は165mm)以下の場合、基準寸法確保のため、リフター本体の取付位置を下へ下げる必要がある。  
その結果、最低地上高及びデパーチャングルの悪化が懸念される。



車両名称

後部格納式ゲート装着車両(チルト式)

②

車両外観



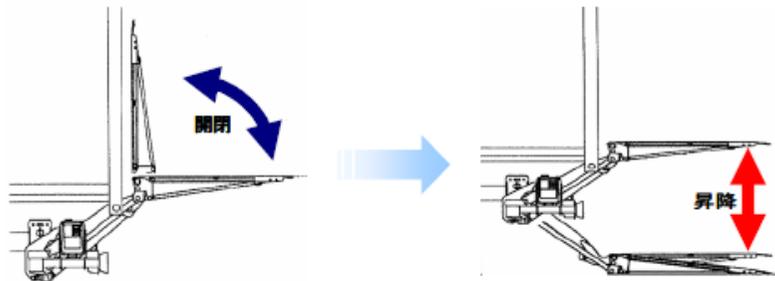
後面外観



主な構造

荷役省力装置で、プラットホームは車両後部に格納するタイプの装置である。

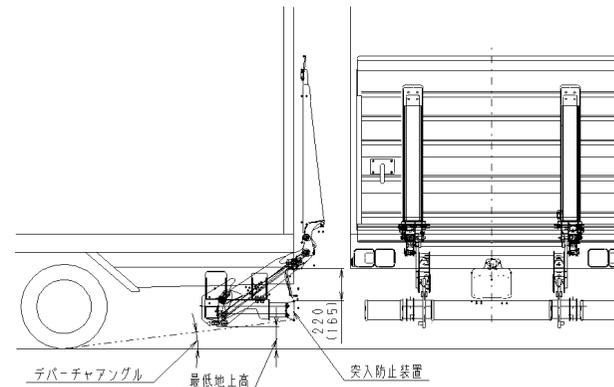
装置本体はシャシフレーム下部の取付け、この部分に突入防止装置を取付けとなる。



理由

告示案の2項の取付角度、4項の取付位置に合致しない。

テールパネルとバンパの隙間が基準寸法(220mm又は165mm)以下の場合、番号標をバンパ後部へ取付となるが、テールゲートの昇降時に干渉する恐れがある。この場合、基準寸法確保のため、リフター本体の取付位置を下へ下げる必要がある。その結果、最低地上高及びデパーチャアングルの悪化が懸念される。



車両名称

後部格納式ゲート装着車両(垂直式)

③

車両外観

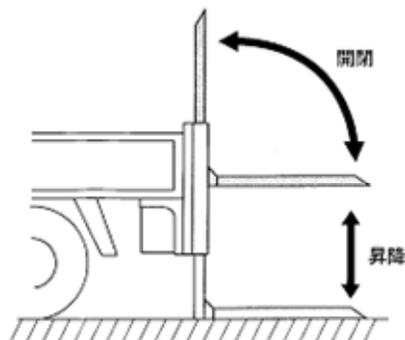


後面外観



主な構造

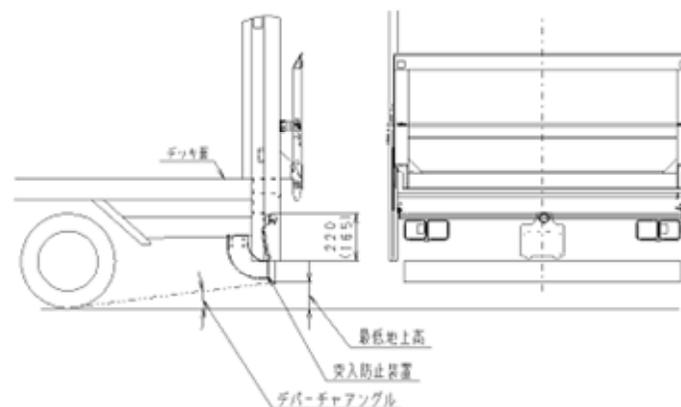
荷役省力装置で、プラットホームを含め装置本体を車両後部に取り付けるタイプの装置である。  
突入防止装置はシャン装着品を使用する。



理由

告示案の2項の取付角度、4項の取付位置に合致しない。

テールパネルとバンパの隙間が基準寸法(220mm又は165mm)以下の場合、番号標をバンパ後部へ取付となるが、テールゲートの昇降時に干渉する恐れがある。この場合、基準寸法確保のため、バンパ本体の取付位置を下へ下げる必要がある。その結果、最低地上高及びデパーチャアングルの悪化が懸念される。



車両名称

後部格納式ゲート装着車両(アーム式)

④

車両外観

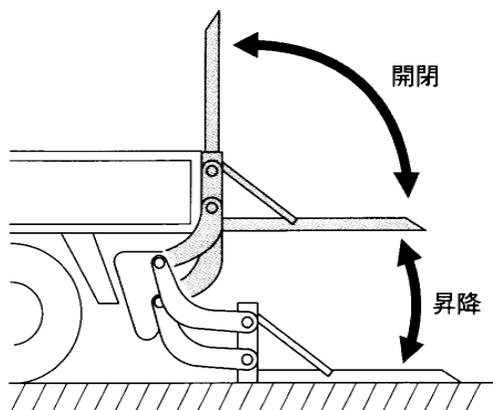


後面外観



主な構造

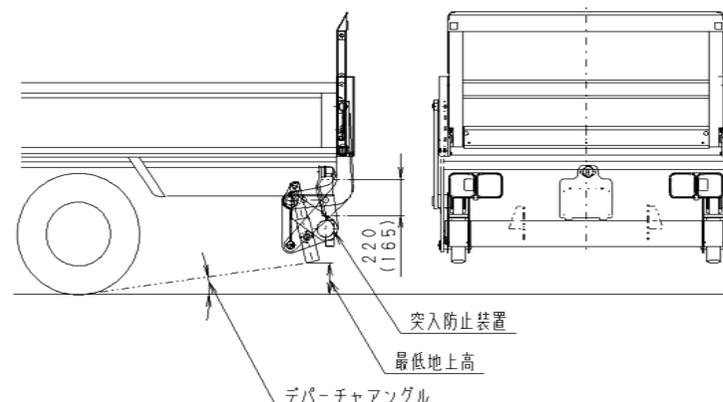
荷役省力装置で、プラットフォームは車両後部に格納するタイプの装置である。  
装置本体はシャシフレーム下部の取付け、この部分に突入防止装置を取付けとなる。



理由

告示案の2項の取付角度、4項の取付位置に合致しない。

テールパネルとバンパの隙間が基準寸法(220mm又は165mm)以下の場合、番号標をバンパ後部へ取付となるが、テールゲートの昇降時に干渉する恐れがある。この場合、基準寸法確保のため、バンパ本体の取付位置を下へ下げる必要がある。その結果、最低地上高及びデパーチャアングルの悪化が懸念される。



車両名称

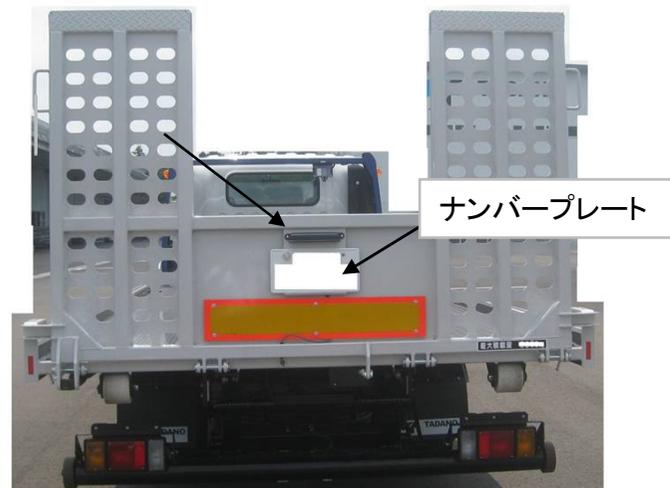
1台積荷台スライド式運搬車(車載専用仕様)

⑤

車両外観



後面外観



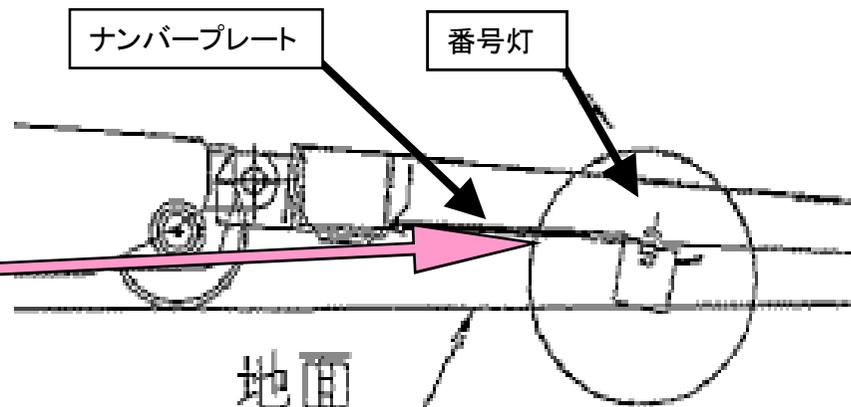
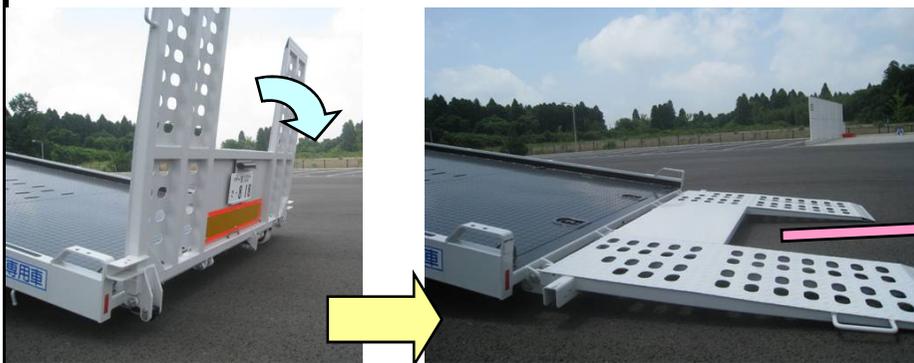
主な構造

- ・荷台が後斜め下方へスライド
- ・荷台後部の道板に番号標を取付
- ・番号標上端地上高が1.2m を超えるものがある
- ・低車高車乗込性を考慮し、道板の厚さに制限がある

理由

告示案の2項の取付角度に合致しない。

ナンバープレート上端地上高が、1.2mを超え 下向き 15° 以内とした場合、道路運送車両の保安基準 細目告示別添 63 4. 3 の基準を満足させるために、番号灯の取付を下向きにする必要があり、荷役のために道板を設置した場合、地面に番号灯が接触する恐れがあり基準案 1項を満足出来ない。



車両名称

1台積荷台スライド式運搬車(一般貨物仕様)

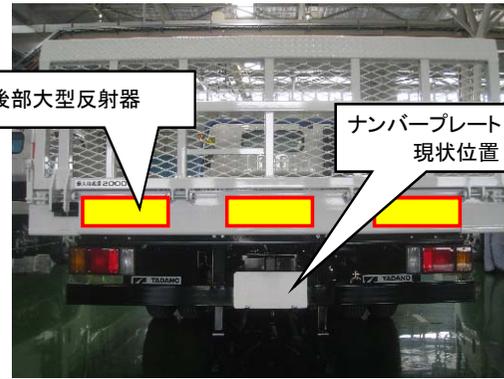
⑥

車両外観



ナンバープレート  
現状位置

後面外観



後部大型反射器

ナンバープレート  
現状位置

主な構造

- ・荷台が後斜め下方へスライド
- ・突入防止装置に番号標を取付
- ・後部大型反射器の法規改正が施行された場合、スペース上突入防止装置に、後部大型反射器を取付けざるを得ない。
- ・荷台後面下部と、突入防止装置の上下間隔が所定の寸法以下となる場合が発生する。

理由

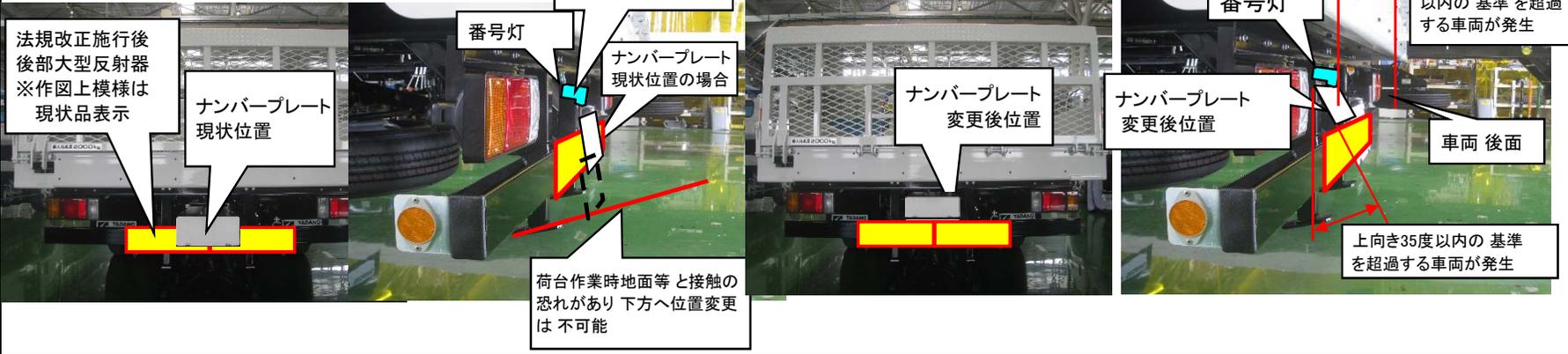
告示案の2項の取付角度、4項の取付位置に合致しない。

左の問題解決のために、後部大型反射器(突入防止装置後端)より車両前方に番号標を配置せざるを得ずかつ、スペース上番号表を傾けることが必要となり、『大型貨物自動車後部ナンバー取付位置基準案』に対し

- 1項: 番号灯上端地上高 $\leq 1.2m$ の場合の取付角 上向き35度以内であることを基準を超過する車両が発生する。
- 2項: 番号標の板面の中心が、車両後面より300mm以内であることを基準を超過する車両が発生する。
- 3項: 前出の理由から、番号標を突入防止装置の後端より前方にならないことの基準を満足出来ない。

<後部大型反射器の法規改正が施行された場合>

スペース上、上方への位置変更は不可能



車両名称

重機運搬トレーラ ・ 重機運搬車

⑦

車両外観



写真は重機運搬用トレーラ  
(重機運搬車も同様)

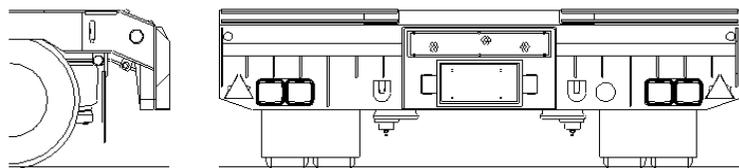
後面外観



No.プレート取付部

主な構造

車枠が突入防止装置を兼ねる構造。



理由

告示案2,3,4項の解釈により判断に思慮する恐れがあるため、適用除外として明示したい。

車枠を突入防止装置としているため、告示案の解釈に合致しない。



車両名称

車両運搬トレーラ

⑧

車両外観

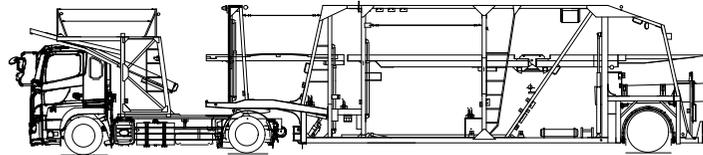


後面外観



主な構造

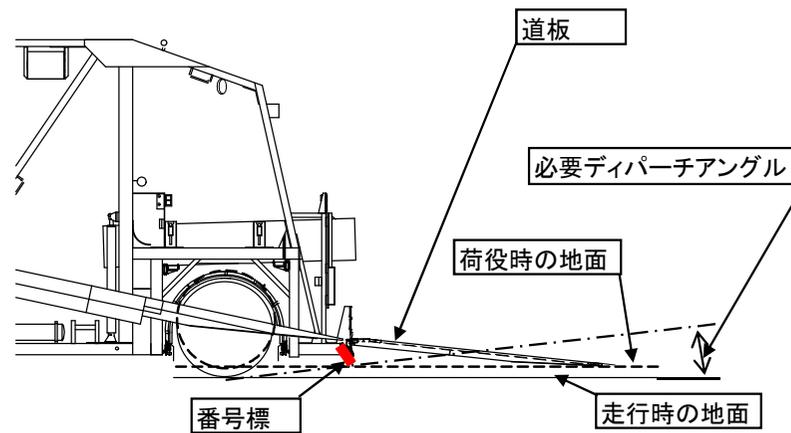
自動車を運搬するトレーラで車枠が突入防止装置を兼ねている。突入防止装置と兼用の車枠に道板を載せ掛け、自動車の積み降ろしを行う。トレーラには荷役作業の合理化のため、車高調整機能が備えられている。



理由

告示案の2項の取付角度に合致しない。

安全なディパーチャングルを確保しつつ、荷役作業時に自動車が道板や地面と干渉しないようにするために、道板の角度を緩やかにする必要があり、双方を満足する為に番号標の取付角度が35度以上となる。



車両名称

車両運搬車

⑨

車両外観



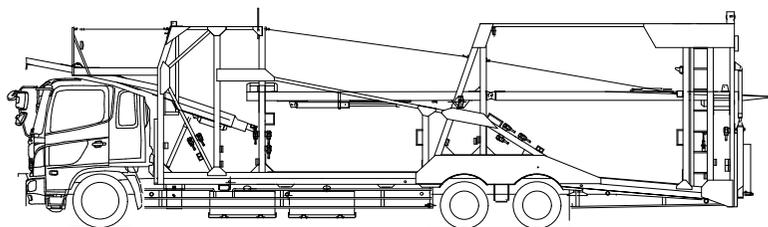
後面外観



主な構造

自動車を運搬する車両で、車枠が突入防止装置を兼ねている。

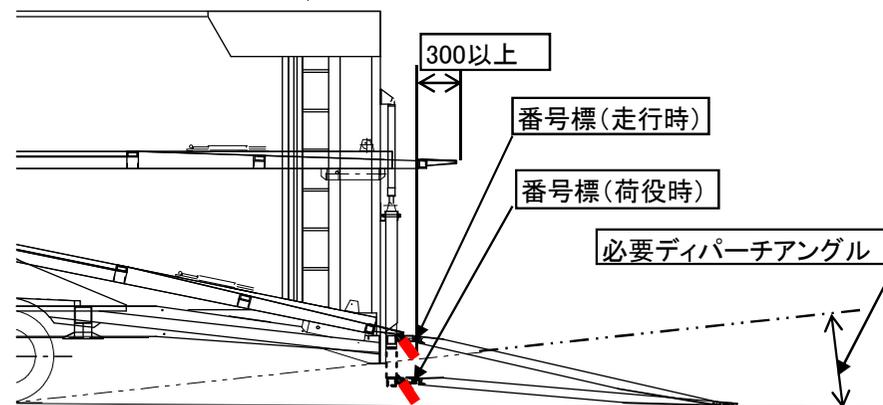
突入防止装置と兼用の車枠に道板を載せ掛け、自動車の積み降ろしを行う。荷役作業時の合理化のため、車枠の最後部を下げる事ができる。



理由

告示案の2項の取付角度、3項の取付位置に合致しない。

安全なディパーチャングルを確保しつつ、荷役作業時に自動車が道板や地面と干渉しないようにするために、道板の角度を緩やかにする必要があり、双方を満足する為に番号標の取付角度が35度以上となる。また、車両後面より300mm以内に番号標を取付できない車両がある。



車両名称

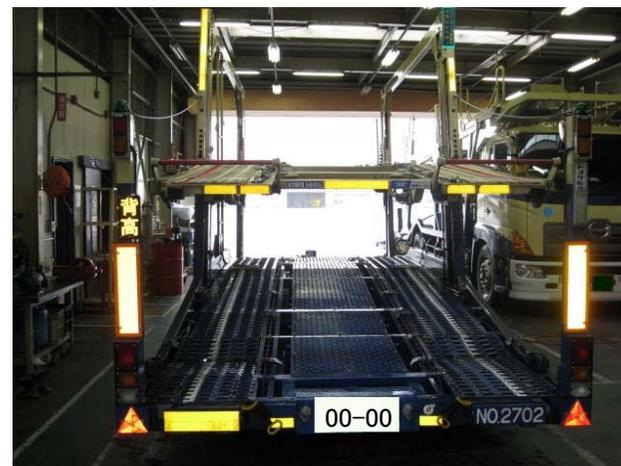
車両運搬センターアクスルフルトレーラ

⑩

車両外観



後面外観

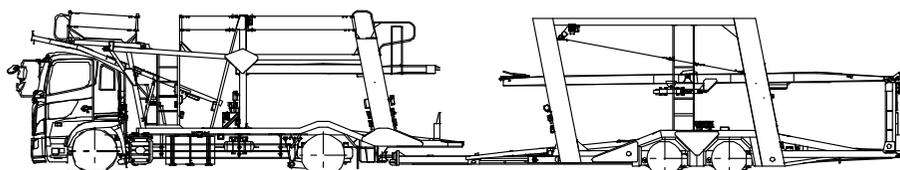


主な構造

自動車を運搬するセンターアクスル型のフルトレーラで、車枠が突入防止装置を兼ねている。  
 車枠の一部である突入防止装置に設けられた、道板掛けに積み降ろし用道板の前端を掛け、自動車の積み降ろしを行なう。  
 トレーラには積み降ろし作業の合理化のため、車高調整機能が備えられている。

車両運搬キャブオーバーラクタ

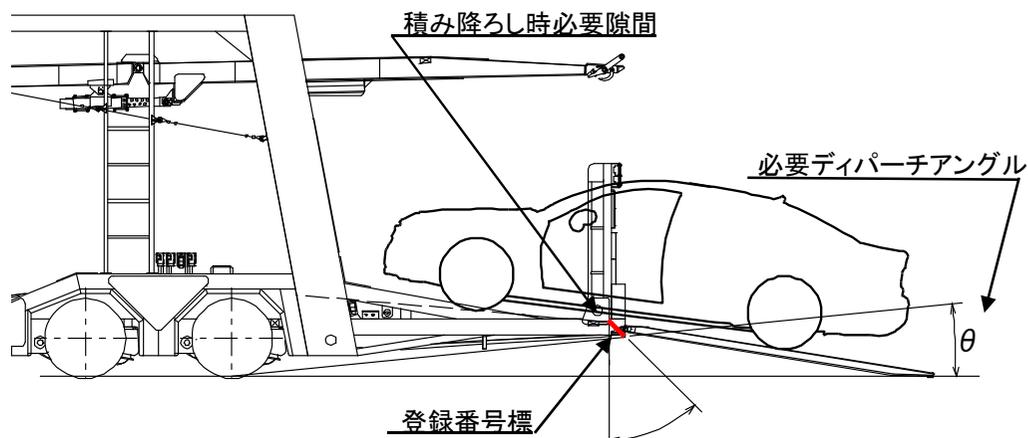
車両運搬センターアクスルフルトレーラ



理由

告示案の2項の取付角度に合致しない。

センターアクスル構造により、リアオーバーハングが長くなることから、安全なディパーチャングルを確保しつつ、自動車積み降ろし時の道板角度を緩くする必要があり、双方を満足する為に番号標の取り付け角度が35度以上となる。



車両名称

車両運搬車キャブオーバートラクタ

⑪

車両外観



後面外観



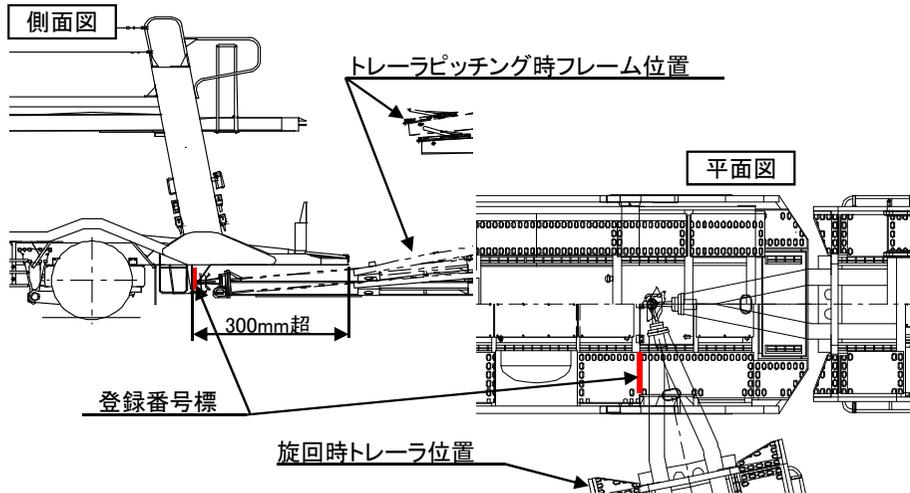
主な構造

自動車を運搬する車両で、車枠が突入防止装置を兼ねている。  
 自動車の積み降ろし装置を持たないため、フルトレーラを連結する事により自動車の積み降ろしが可能となる。

理由

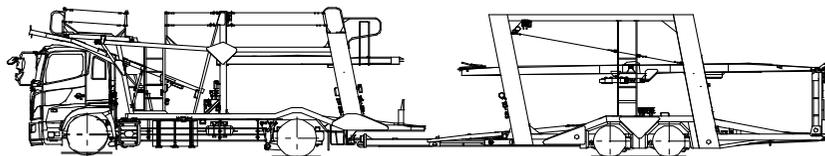
告示案の2項の取付角度、3項、4項の取付位置に合致しない。

センターアクスル型フルトレーラを連結するため、連結するトレーラのドローバ軌跡内に登録番号標を設置出来ない。よって車両後面より前方300mm以内に取付けの基準を満足出来ない。



車両運搬キャブオーバートラクタ

車両運搬センターアクスルフルトレーラ



車両名称

ローディングランプ付車両(自動歩み)

⑫

車両外観

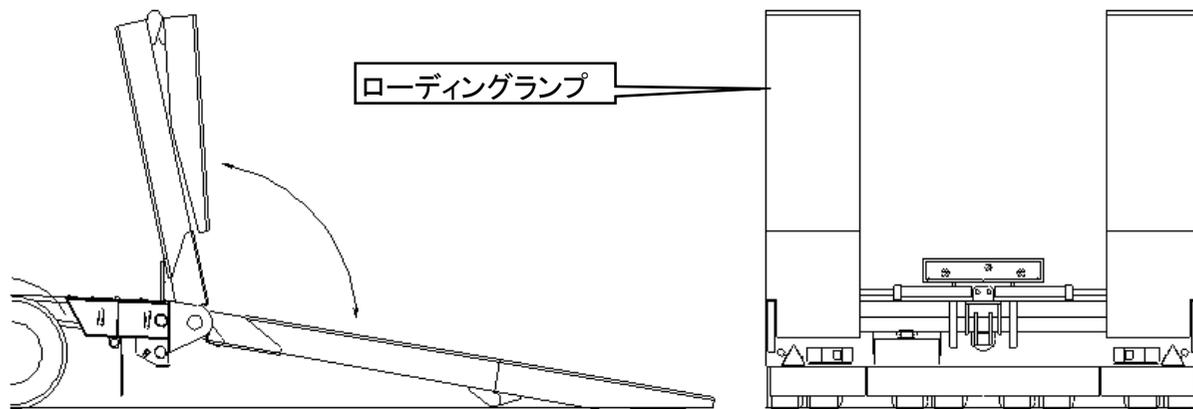


後面外観



主な構造

車枠が突入防止装置を兼ねる構造。  
車枠左右に建機乗入れ用のローディングランプを装着している。



理由

告示案の4項の取付位置に合致しない。

車枠を突入防止装置としているため、基準(案)の解釈に合致しない。

車両名称

ダンプ車

⑬

車両外観

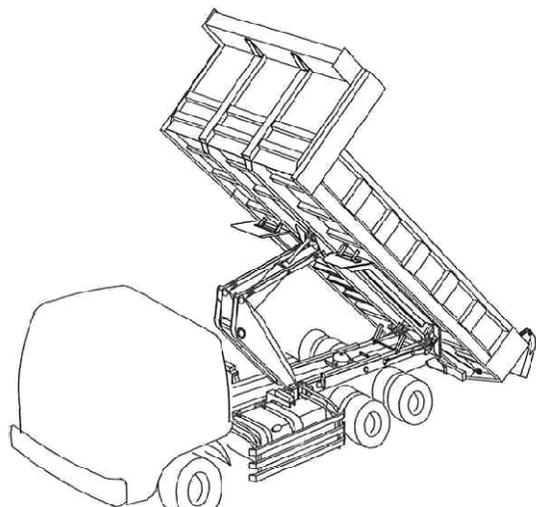


後面外観



主な構造

土砂等を積載/運搬する車両で、油圧シリンダを用い荷台を後方へ傾斜(ダンプアップ)させることにより、積載物を排出する構造を有する車両である。

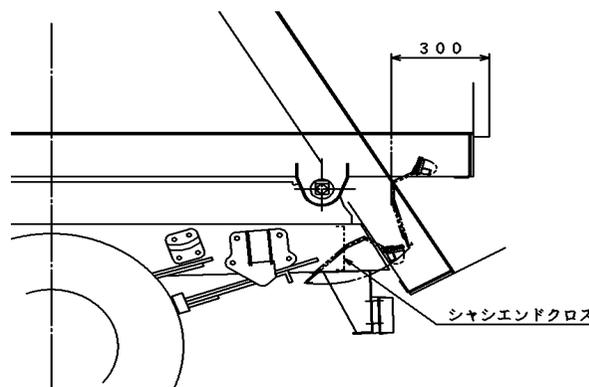


理由

告示案の2項の取付位置に合致しない。

取付角度35度以内に番号標を取付け出来ない車両がある。

- ① 荷台以外に番号標を取り付けた場合、ダンプ時荷台に当たり番号標が変形する。
- ② 荷台に番号標を取り付けた場合、ダンプ時車枠等に当たり番号標が変形する。



車両名称

積荷搬送装置付運搬車

⑭

車両外観



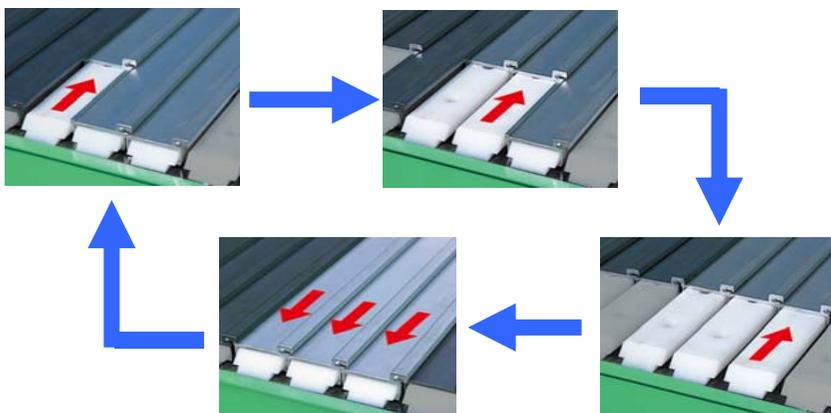
後面外観



主な構造

ボデーの床はアルミレールで構成されており、床下に取り付けた油圧シリンダでアルミレールを前後に動かし、ボデー内の積荷を後方に排出させる積荷搬送装置である。

単車タイプとセミトレーラタイプがある。



排出作動時のレールの動き

理由

告示案の3項の取付位置に合致しない。

車両後面より300mm以内に番号標を取付けると、排出した積荷に押されて番号標が変形する恐れがある。



排出した積荷によって番号標を変形させる恐れがある

車両名称

脱着装置付コンテナ運搬車

15

車両外観



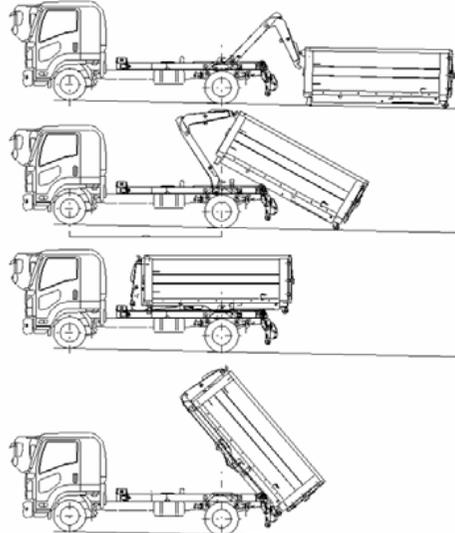
後面外観

自動車登録番号票  
取付ブラケット



主な構造

下図の如く、コンテナ(荷台)を積卸しすることが出来、ダンプしてコンテナ内容物を排出することが出来る。



脱着(積卸し)

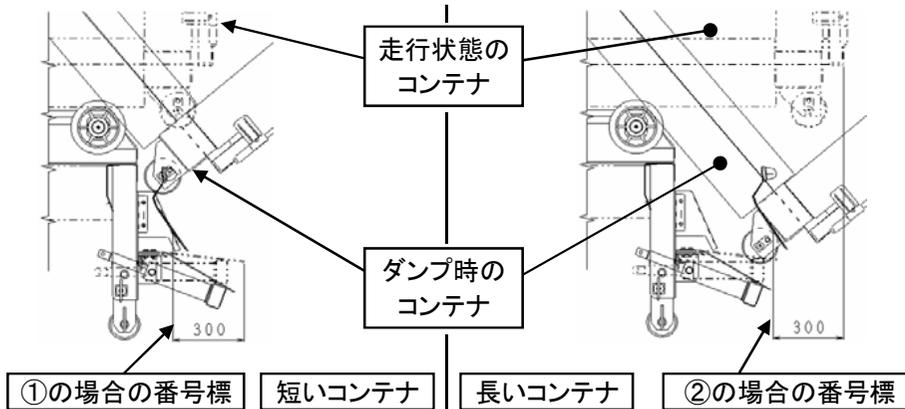
ダンプ

理由

告示案の2項の取付角度,4項の取付位置合致しない。

車両後面より300mm以内に番号標が取付け出来ない。

- ①突入防止装置後面を車両後面として番号標を取付けた場合、ダンプ時にコンテナ(荷台)後扉または排出物に当たり番号標が変形する。
- ②コンテナ搭載状態でコンテナ後面を車両後面として番号標を取付けた場合、①と同様となる。



車両名称

穴掘建柱車

16

車両外観



後面外観



主な構造

穴掘り、建柱の用途で使用する特殊用途自動車



ナンバープレート  
現状位置

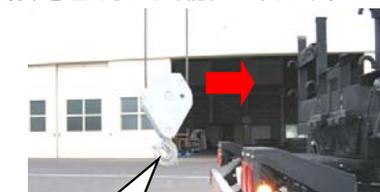
ナンバープレート  
現状位置

理由

告示案の2項の取付角度、3,4項の取付位置に合致しない。

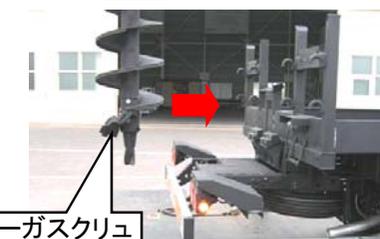
機械の特性上、吊荷やオーガスクリュの接触により、番号標損傷の恐れがあるため、基準案3項のように、突入防止装置の後端より後方に番号標を取付られない。  
穴掘建柱車の登録は特殊用途自動車ですが、穴掘建柱車で500kg以上の積載をとった場合に、独法の担当者(地域)によっては貨物車に準ずるとして、この規準を適用される可能性があります。

①吊荷・フック  
の接触



吊荷・フック

②オーガ  
スクリュの接触



オーガスクリュ

車両名称

センターアクスルフルトラクタ

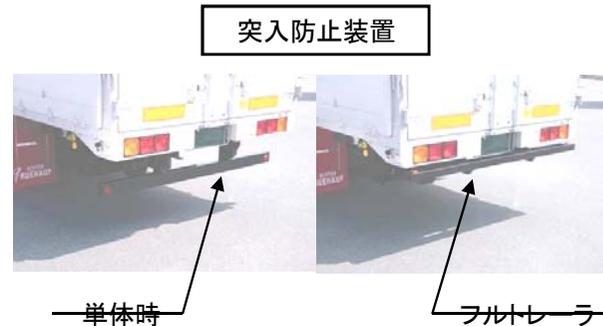
⑰

車両外観



センターアクスルフルトラクタ  
(前側の車両が対象車両)

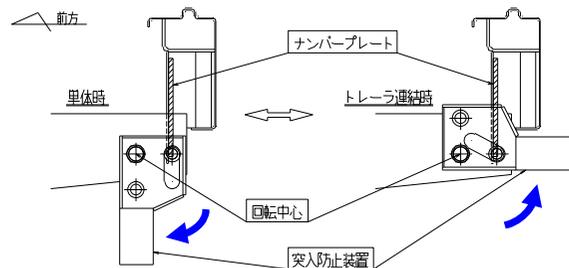
後面外観



主な構造

センターアクスルフルトラクタはセミトラクタと異なり、トラクタ単体で荷物を運び走行することが出来る車両である為、車両の後端には突入防止装置を装着しています。

フルトレーラと連結して走行する場合はトラクタについている連結装置にトレーラ連結装置を固定する必要がありますが、連結装置の連結スペース及び走行時の旋回スペースを確保する為、突入防止装置は回転式を装着しています。



理由

告示案の2項の取付角度、4項の取付位置に合致しない。

フルトレーラ連結状態では突入防止装置(回転式)の影響でナンバープレートの視認性を満足しません。視認性を確保するナンバープレート位置は、突入防止装置の回転軌跡に影響を受けない位置が必要になりますが、突入防止装置が大型になり、ほぼ車両の全幅を占める為、移設先がありません。視認性を満足する位置としてリヤドア等の取付が考えられますが該当部位は回転する部位である為、保安基準適合性問題があると考えます。